



こちらは、英文記事「[Contaminated bunker issue continues to spread](#)」（2018年8月28日付）の和訳です。

最近の粗悪燃料油を原因とする多数の機関故障により、船舶の燃料システムに過大摩耗、閉塞、損傷が起きています。2018年1月に最初にこの問題が表面化して以来、どれぐらいの船舶が影響を受けているか正確には分かっていないものの、その数は数百隻にのぼると推定されます。

なぜこの問題が複雑なのか？

こうした状況になっている原因は主に3つあります。

- 汚染源がいまだ不明であること。
- 問題が広がっており、特定の地域やサプライヤーに限定されていないこと。メキシコ湾、パナマ、カリブ海、シンガポール、マレーシア、そしてごく最近では香港でも、補油後の事故が報告されています。さらに、燃料油の不良バッチを特定することは不可能です。
- ISO 8217 に適合した標準検査方法では汚染物質や混入物の存在を検出できないこと。そのため、供給される燃料油が汚染されているかどうかをメンバーが把握することは極めて困難です。

汚染について分かっていること

これまでのところ、この問題に関して情報を発信している公的機関は米国海岸ガード (USCG) だけです。USCG と国際独立タンカー船主協会 (INTERTANKO) は、高度でより厳格な検査を行った結果、燃料油中に通常は船舶燃料精製プロセスに関わらないはずの化合物が検出されたとしています。これらの化合物には、フェノール化合物、脂肪酸、安息香酸、シクロヘキサジオール異性体、デヒドロアビエチン酸、その他性質不明の粘性化合物が含まれます。燃料油にこれらの化合物や同様の化合物が存在することは、ISO 8217 第 5 条および MARPOL 附属書 VI の規則 18.3 に違反します。

慎重な行動

船主や運航者が講じることができる防止措置には、次のようなものがあります。

- **認識を高める：**汚染された燃料を使用した場合に起こりうる問題を乗組員に認識させ、慎重な行動を取るよう促します。
- **機器類の監視を強化する：**新たに補給した燃料を使用する時は、燃料ポンプとインジェクターを注意深く監視する必要があります。機械トラブルの兆候があれば調査し、詳細に記録し、影響を受けた部品は保存しておく必要があります。
- **補油計画を改善する：**可能であれば、新たに補給した燃料油が汚染されており使用できないことが判明した場合に備えて、十分な予備燃料を保持してください。こうしておくことで、最寄りの安全港まで航行できるようになります。
- **追加検査を行う：**燃料サンプルに汚染物質が含まれているかどうかを確認するため、詳細検査を選択することを推奨いたします。ただし、すべての燃料油検査機関がこのようなサービスを提供しているわけではないため、詳細検査の結果を受け取るまでに時間がかかる可能性もあります。
- **添加剤や希釈物の使用を検討する場合は注意する：**燃料から特定の有害汚染物質を除去するために添加剤の使用を選択する場合、機械の損傷を防ぐため、機関および燃料注入装置のメーカーに助言を求めるようにしてください。希釈を検討する場合も同様で、この場合は適合性検査の実施も必要です。

追加ガイダンス

この問題に関して [USCG](#) および [INTERTANKO](#) のサーキュラーを参照し、追加情報を得るようにしてください。

法的問題

汚染された燃料油によって機関故障が起きた場合、用船契約または燃料油供給契約（あるいはその両方）に基づき法的問題が発生します。

用船契約

定期用船契約の場合、船主と用船者の両者にとって出発点となるのは、燃料油の仕様に関する条項に何が書かれているかです。船主は、用船者に協力を要請して、燃料油が使用される前に追加検査を行い、汚染が判明した場合には、当該燃料油を用船者の負担（時間・コスト）で降ろすことを検討するとよい

でしょう。汚染された燃料油をすでに使用していた場合、損傷または損失が当該燃料油を使用したことに起因することを証明するため、船主が詳細な証拠を提出する必要があります。

航海用船契約の場合、用船者は燃料油の供給に一切関与しないため、これは船主が燃料油供給契約に基づき解決すべき問題であり、必要に応じて汚染された燃料油を船舶から降ろすべきです。

燃料油供給契約

航海用船契約船の船主および定期用船者は、燃料油供給契約がどの司法管轄区域の法に準拠するのかを確認するようにしてください。燃料油供給契約では、賠償請求期限が比較的短い場合があるため、船主はこの点についても留意すべきです。また、サプライヤーに対しては、供給予定の燃料油の追加検査を要求することを強く推奨します。サプライヤーが拒否した場合には、バイヤー側は契約上の賠償請求期限に照らして権利を留保すべきです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。